

# 特定非営利活動法人 あげお学童クラブの会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 あげお学童クラブの会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県上尾市内に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、上尾市内に在住する児童のうち、学童保育所に在籍する児童の健全かつ安全な保育の向上を目的として、市内の学童保育所が連携することで安定した運営に寄与するとともに、地域に開かれた活動を行い広く市民の子育てを支援することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ①社会福祉法第2条の第2種社会福祉事業(放課後児童健全育成事業)としての、上尾市内の学童保育所の開設・運営事業。
  - ②子育て支援に関する講演会、講座及びイベントなどの企画運営事業
  - ③子育て支援に関する書籍、雑誌等の販売事業
  - ④その他、児童の育成支援に関わる事業

## 第2章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。詳細は別途「会員規約」にて定める。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人
- (2) 一般会員：この法人の目的に賛同して入会手続きを終了した個人
- (3) 賛助会員：この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

### (入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は

正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。詳細は別途「会員規約」で定める。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき
- (4) 除名されたとき

### (退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決において会員を除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき

### (抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第3章 役員及び職員

### (役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上25人以内
  - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
  - 3 理事の互選にて、会長を1人、副会長を若干名、理事長を1人、副理事長を1人、専務理事を1人、常任理事を若干名定めるものとする。
  - 4 この法人を代表する理事(以下、「代表理事」という。)は、理事長とし、代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
  - 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることは

できない。

#### (役員の仕事)

- 第14条** 会長は、この法人の基本理念の指導にあたる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従って、その職務を代行する。
- 3 理事長は、この法人の業務を総理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐するとともに、この法人の育成支援業務について、その責を負う。
- 5 専務理事は、理事長を補佐して、この法人の業務を執行し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 常任理事は、専務理事と協力し、理事長および副理事長を補佐する。
- 7 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 8 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

#### (役員の仕事)

- 第15条** 役員の仕事は、選任された翌々年の通常総会が終結した時又は2年のいずれか早い時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

- 第16条** 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (役員の仕事)

- 第17条** 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員の仕事)

- 第18条** 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の仕事の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

#### (職員)

- 第19条** この法人の事務を処理するため、この法人に事務局員その他の職員を置くことができる。
- 2 事務局員その他の職員は、代表理事が任免する。

## 第4章 総会

#### (総会の種類)

- 第20条** この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (総会の構成)

- 第21条** 総会は正会員をもって構成する。

#### (総会の権能)

- 第22条** 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散及び解散した場合の残余財産の処分
  - (3) 合併
  - (4) 事業報告及び収支決算
  - (5) 役員の仕事又は解任
  - (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

#### (総会の開催)

- 第23条** 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき
  - (3) 第14条第8項第4号に基づき監事から招集があったとき

#### (総会の招集)

- 第24条** 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

#### (総会の議長)

- 第25条** 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。  
2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。  
3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。  
2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。  
3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)によって、総会に参加し、表決することができる。  
4 前2項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第3号及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。  
5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
(1) 日時及び場所  
(2) 正会員の現在数  
(3) 総会に出席した正会員の数(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者の場合にあつてはその旨を付記すること。)  
(4) 審議事項  
(5) 議事の経過の概要及び議決の結果  
(6) 議事録署名人の選任に関する事項  
2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、又は記名、押印しなければならない。  
3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容  
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録を作成した者の氏名

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。  
(1) 事業計画及び収支予算並びにその変更  
(2) 役員の職務及び報酬  
(3) 入会金及び会費の額  
(4) 総会に付議すべき事項  
(5) 総会の議決した事項の執行に関する事項  
(6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。  
(1) 代表理事が必要と認めるとき  
(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき  
(3) 第14条第8項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。  
2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。  
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。  
2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。  
2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合においては前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第3号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (理事会の議事録)

**第38条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつてはその旨を付記すること。)
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名又は記名、押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計等

#### (資産の構成)

**第39条** この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

#### (資産の管理)

**第40条** この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

#### (会計の原則)

**第41条** この法人の会計は、特定非営利活動促進法に定めるところに従つて、行うものとする。

#### (会計の区分)

**第42条** この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

#### (事業年度)

**第43条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び予算)

**第44条** この法人の事業計画及びこれに伴う活動

予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

4 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

5 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

#### (事業報告及び決算)

**第45条** この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

**第46条** この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法に定める軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

#### (解散)

**第47条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産は、上尾市に帰属させるものとする。

#### (合併)

**第48条** この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 雑則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に記載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。  
代表理事 廣瀬 浩司  
副代表理事 狩俣 浩伸、秋山 一成、高田 暁  
事務局長 下浅 浩二  
理 事 荒井 幹夫、柳川 民江、島田 英樹、  
清宮 敏行、大塚 富子、高橋 亮子、  
阿部 一弘、田邑 健一郎、三田村 真、  
園田 洋治、青木 光男、成田 薫、橋  
本 敦子、松川 直子、山浦 昌之、渡  
部 恭一、中富 英二、内藤 克美、矢  
加部 夢美、星野 美和子  
監 事 松浦 亨、佐藤 一彦、岡村 和之
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成20年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定に関わらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。

附則

2018年6月3日 第12回通常総会にて一部改正、同日より施行する。

附則

この定款は、2019年8月15日から施行する。

附則

この定款は、2021年8月11日から施行する。

附則

この定款は、2022年7月20日から施行する。

# 学童保育所利用規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程(以下「規程」という)は、特定非営利活動法人あげお学童クラブの会(以下「法人」という)定款第5条第1項にもとづき、学童保育所に登所する児童の保護者(以下「保護者」という)が、利用にあたって遵守すべき事項について定める。

(入所要件)

第2条 上尾市内の小学校に就学する児童、または上尾市に在住し上尾市外の小学校に通う児童であり、下記の(1)～(7)に掲げる保護者の事情により、学童保育所開設時内において保育が必要と認められる児童。ただし、その他の事情により、学童保育所開設時内において保育が必要と認められる児童で、代表理事が認める場合には入所を認める。

- (1) 就労…現に就労している場合、就労が内定している場合又は出産休業中の場合  
(就労は原則、週所定勤務4日以上かつ一日所定労働4時間以上)
- (2) 疾病…概ね2ヶ月以上、入院または居宅内での療養を必要とする場合
- (3) 出産…出産前後の休養のために保育にあたるできない場合
- (4) 就学…学校教育法に定める学校又は職業訓練施設に通っている場合
- (5) 心身障害…身体障害者手帳1～4級、療育手帳A～C又は精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持する場合
- (6) 看護・介護…概ね2ヶ月以上、入院等による付添を要する家族又は自宅で看護・介護を要する家族がいる場合
- (7) 父親又は母親の不存在…死別、離婚、未婚、別居、行方不明又は拘禁によって、父親又は母親が居ない場合(急な状況の変化)

(規程の遵守)

第3条 保護者は、この規程並びに法人が定める各種規程を遵守しなければならない。

(児童の送迎等)

第4条 児童の送迎に関しては、保護者が責任を負う。原則、学童からの一人帰りは認めない。尚、学童から習い事などに行く事は、各保護者の責任とする。欠席の場合は必ず保護者が連絡すること。

(保育料等の納入)

第5条 保護者は、法人が定める保護者負担金等を期日までに遅滞なく納入しなければならない。

(口座振替の原則)

第6条 保護者負担金等の納入は原則として毎月の口座振替とする。保護者は予め引き落とし口座を法人に届けるものとし、次の各号に従って手続きをしなければならない。

- (1) 期日までに振替手数料を含む必要額を届出た口座に準備する。
  - (2) 口座振替ができない事由があるときは速やかに法人に報告する。
  - (3) 入所当初等、口座手続き未了の場合は、その都度法人が指定する方法で納入する。
  - (4) 残高不足等、保護者の事情により口座振替不能の場合は、保護者は別途法人が指定する期日までに本来口座引き落としをされるべき金額及び滞納督促手数料を事務局窓口にて支払う。直接窓口での支払いが難しい場合は、法人が指定する金融機関の口座に振り込むことも可とする。ただし、その際の振込手数料は保護者の負担とする。
- 2 入所金等、振替口座開設以前に納入すべき費用については第17条、第18条、第19条の規定による。
  - 3 保護者負担金等は毎月ごとの口座振替の他、1年間(年度)分の一括支払も可とする。ただし、一括支払の場合は世帯一括での支払いに限る。
  - 4 保護者負担金年度分を一括で支払った場合、

一定額減額される。減額される金額については、理事会で協議し、代表理事が決定する。

- 5 入所後、2か月で退所することが決定している場合は、入所申し込み時に2か月分の保護者負担金を支払い、退所届も同時に提出すれば口座振替手続きは不要とする。

## 第2章 保護者の役割

(保護者の役割)

第7条 保護者は職員と連携し、学童保育所の運営(行事等)に参画する。

2 保護者は、職員と児童の健全な育成のために必要な情報を交換し、相互理解を深め、学童運営のみならず学童保育の充実と発展のための活動に協力する。

3 保護者は、学童保育及び職員の役割への理解を深めるため、学習会等への参加に努める。

4 保護者は、地域と連携を図り、地域のイベントにも参加するように努める。

## 第3章 開設時間

(開設期間)

第8条 学童保育所の開設期間は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(開設日)

第9条 開設日は、月曜日から土曜日とする。(祝日を除く)

- (1) 平日 (月曜日から金曜日の学校開校日)
- (2) 学校休業日(土曜日、春休み、夏休み、冬休み、開校記念日、県民の日等)

(開設時間)

第10条 開設時間は、保育を行う時間帯をいう。

- (1) 月曜日から金曜日の開設時間は、学校授業終了時刻から午後7時までとする。
- (2) 土曜日の開設時間は、午前8時から午後7時までとする。
- (3) 学校休業日等の開設時間は、午前8時から午後7時までとする。

- (4) その他、法人は特別に指定した時間に学童保育所を開設することができる。

(受入時間)

第10条の2 受入時間は、入所児童を施設内に留め置く時間帯をいう。

(1) 学校休業日(平日)においては、午前7時30分から午前8時までとする。

(2) その他、法人は特別に指定した時間に受入時間を設定することができる。

(閉所日)

第11条 閉所日を次の各号に示す。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日(振替休日を含む)
- (3) 年末年始(12月29日から1月3日まで)
- (4) その他法人が定める日
- (5) 臨時閉所日: 児童の安全確保が困難な場合は閉所とする。(災害・事件・感染症等)

## 第4章 入所・退所等

(入所手続き)

第12条 入所希望者は所定の書類を提出し入所審査基準に基づく審査や法人による審査を受けなければならない。入所決定後についても所定の書類を提出し、第17条に定める入所金及び第18条に定める保護者負担金等を納めなければならない。

2 入所に必要な書類の提出は法人事務局が示した方法による。

3 入所が決定した学童保育所から他の学童保育所への自己都合による転所は認めない。

4 学童保育所を退所した後、再入所する際はその都度、入所審査により入所学童保育所を決定する。

5 提出した書類に不備や虚偽の申告があった場合は承認を取り消すことがある

(新1年生の入所)

第13条 新1年生の入所は4月1日からとする。  
(1日が休日の場合は翌日からとする。)

(退所手続き)

第14条 承認期間内に退所する場合は、保護者は法人所定の退所届を法人に提出しなければならない。

- 2 退所届は原則、退所月の前月末日までに法人事務局に提出する。ただし、提出期限内であれば、在籍学童保育所への提出も可とする。
- 3 保護者負担金等は退所日の月までは月単位で全額納入することとする(日割り計算はしない)。
- 4 保護者負担金、超過料金の滞納がある場合、退所届は原則として受理しない。
- 5 保護者負担金を一括で支払った者が事情により年度途中で退所する場合、在籍している期間の保護者負担金を引いた額を返金する。返金の際に振込手数料等が発生した場合は保護者負担とする。また、在籍期間については、保護者負担金の減額はしない。

(休所)

第15条 休所とは、学童の在籍児童が傷病その他の事由により、登所の意志があるにもかかわらず不可能な場合において、月初から月末まで、月単位で登所できない場合を言う。休所する場合には、休所届を提出すること。休所時の保護者負担金については第19条4項に定める。

- 2 休所中の児童が月の途中から利用を再開する場合、利用日前日までに利用を再開する月の保護者負担金1か月分を納めなくてはならない。
- 3 学校が伝染性疾患等の理由により出席停止等の扱いとなる場合には、他の児童等への感染を防止するために、学童への登所停止とする。

4 その他、休所扱いに準じる事例の場合には、常任理事会において協議する。

(利用解除)

第16条 次の事由に該当した場合は、法人は保護者へ文書で通知することにより、利用を解除することができる。

- (1) 退所勧告を受けた保護者が再度2ヶ月滞納を行った場合、もしくは退所勧告を2回以上受けても支払いに応じなかった場合
- (2) 保護者及び児童が、第2条の入所要件を満たさなくなった場合

## 第5章 保護者負担金等

(入所金)

第17条 入所金は1児童につき13,000円とする。

- 2 入所金は指定する日時までに納入すること。
- 3 入所金は入所申込の際に都度集金する。原則として理由の如何を問わず返還しない。

(保護者負担金)

第18条 毎月の保護者負担金は別表1に定める。

- 2 保護者負担金のうち、学童保育所における食料費(おやつ代)、教材費、行事費、消耗品費、その他の各5項目を保育費として使用し、残りは法人運営経費、学童保育所運営経費とする。項目ごとの金額は財務委員会にて決定する。
- 3 保育費のうちの食料費は、アレルギー対応、宗教上の理由等によりおやつを提供できない児童に対しては返金する。

(保育の特例)

第19条 保護者負担金には以下の各項の特例を設ける。

- 2 ひとり親・就学援助減免  
保護者の申請により、次に掲げる(1)~(2)のいずれかに該当する場合



(1) ひとり親家庭または両親のいない家庭の児童

(2) 就学援助を申請して対象となった家庭の児童

### 3 多子特例減免

保護者負担金は、保護者を同じとする3人以上の児童が入所している場合、学年が下の児童から2人分について納付し、3人目より上の児童は保育費のみの支払とする。

4 休所の特例 休所届を提出した児童が、1ヶ月の開設日の全日休所する場合は、その月の保護者負担金を免除する。

5 1月1日、4月1日、8月1日の各日に途中入所する児童は、前月に始まる小学校の長期休み期間中、1日につき1,000円の日割負担金を支払うことで入所日前の学童保育所登所を認める。

(滞納)

第20条 保護者負担金の滞納が発生した場合は、以下の対応をとる。

(1) 引き落としがされなかった翌月に督促状を出す。

(2) さらに引き落としがされなかった場合には職員から直接連絡をする。

(3) 連絡した月内に納入確認ができない場合は退所を勧告する。

(4) 退所勧告を受けた保護者が再度2ヶ月滞納を行った場合、もしくは退所勧告を2回以上受けても支払いに応じなかった場合は、理事会にて氏名公表の上、利用を解除することができる。尚、その者が再入所を希望する時は、保証人を必要とする。

2 保護者負担金の滞納がある場合、学童保育所の次年度以降の継続入所及び退所後の再入所申請についてはこれを認めない。

(超過料金)

第21条 第10条に規定する開設時間及び受入時

間内に保護者による児童の引き取りがなかった場合、1世帯1日につき、15分ごとに1000円の超過料金を支払わなければならない。

2 超過料金の滞納がある場合、学童保育所の翌年度継続利用及び退所後の再入所申請についてはこれを認めない。

3 超過料金は、原則、超過をした日に現金で学童クラブ職員に支払いをする。

## 第6章 雑則

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

1. この規程は2007年4月1日から施行する。

2. この規程は改定後2010年4月1日から施行する。

3. この規程は改定後2010年8月1日から施行する。

4. この規程は改定後2011年4月1日から施行する。

5. この規程は改定後2011年10月1日から施行する。

6. この規程は改定後2012年1月1日から施行する。

7. この規程は改定後2012年8月1日から施行する。

8. この規程は改定後2016年1月1日から施行する。

9. この規程は改定後2017年10月1日から施行する。

10. この規程は改定後2018年4月1日から施行する。

11. この規程は改定後2019年3月1日から施行する。

12. この規程は改定後2020年4月1日から施行する。

13. この規程は改定後2022年4月1日から施行する。

14. この規程は改定後 2022 年 8 月 1 日から施行する。

15. この規程は改定後 2023 年 2 月 1 日から施行する。

16. この規程は改定後 2023 年 7 月 1 日から施行する。

ただし、第 2 条 (1)、第 17 条 3 については、経過措置として 2023 年度内の入所の場合に限り、2023 年 2 月 1 日施行の学童保育所利用規程を適用する。

2019. 2. 28 改定案提出 2019 年 2 月 28 日第 173 回理事  
会承認

2019 年 10 月 21 日第 182 回理事会提案

2019 年 10 月 30 日第 184 回理事会承認

2020 年 2 月 18 日第 188 回理事会提案

2020 年 3 月 25 日第 189 回理事会承認

2022 年 2 月 22 日第 232 回理事会提案

2022 年 3 月 23 日第 233 回理事会承認

2022 年 7 月 21 日第 241 回理事会承認

2023 年 1 月 7 日第 252 回理事会承認

2023 年 5 月 23 日第 258 回理事会承認

別表 1. 保護者負担金基本額 (1 カ月単位)

	1～3 年生	4 年生	5～6 年生
基本	14,000 円	13,500 円	12,000 円
減免	9,700 円	9,600 円	8,500 円
1 世帯 2 人目	13,000 円	12,500 円	11,000 円
3 人目 以上	2,650 円	2,650 円	2,650 円

2006. 12. 1 起案・修正 2006. 02. 02 修正

2007. 3. 9 修正

2007 年 3 月 22 日第 15 回理事会承認

2007. 6. 18. 改正案提出 2007 年 7 月 4 日第 22 回理事  
会承認

2010 年 3 月 25 日第 57 回理事会承認

2010 年 6 月 30 日第 60 回理事会承認

2010 年 7 月 29 日第 61 回理事会承認

2011 年 6 月 23 日第 71 回理事会承認

2011 年 10 月 27 日第 74 回理事会承認

2012 年 8 月 25 日第 83 回理事会承認

2015. 12. 16. 改正案提出 2015 年 12 月 16 日第 126 回  
理事会承認

2017. 9. 27. 改定案提出 2017 年 9 月 27 日第 153 回理  
事会承認

2018. 3. 29. 改定案提出 2018 年 3 月 29 日第 159 回理  
事会承認

## 会員規約

(目的)

第1条 特定非営利活動法人あげお学童クラブの会(以下「法人」という。)は、定款第6条の定めるところにより、会員がこの法人の運営及び事業に対し有する権利及び義務の詳細を明確にするため本規約を定める。

(会員の定義)

第2条 本規約にて用いる会員とは以下に記載するすべての会員の総称とする。

2 正会員とは、この法人の目的に賛同し、別に定める年会費を納め、この法人の運営に積極的に参画する個人の会員をいい、特定非営利活動促進法上の社員とする。

3 一般会員とは、この法人の目的に賛同し、入会手続きを終了し入会した個人とする。

4 賛助会員とは、この法人の事業を援助するために入会した個人及び団体とする。

(入会申し込み)

第3条 入会の申し込みは、当法人が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、理事長に提出する。

(入会の成立)

第4条 入会は、前条に定める入会申し込みを当法人理事会が承認して成立する。

(入会の拒否)

第5条 当法人理事会は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない。

(1) 入会申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合

(2) 入会申込者が本規約に同意しない場合

(3) その他、前号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

(会員資格有効期間)

第6条 会員資格有効期間は、当法人の事業年度とする。

2 会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会申込書を受け付け、入会を承認した日とする。

3 前項に定める有効期間は、会員又は当法人から申し出がない限り、満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(会員の権利)

第7条 正会員は、総会における議決権を有し、活動及び事業に参画するとともに当法人設定のメーリングリストにより、情報提供及び情報交換の場に参画できる。

2 正会員以外の会員は、総会における議決権を有しないが、活動及び事業に参加するとともに当法人設定のメーリングリストにより、情報提供及び情報交換の場に参画できる。

(会員の資格停止)

第8条 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決をもって当該会員に対し事前に通告することなく、当該会員の資格を停止することができる。この場合には、当法人は、当該会員に対し、支払い済みの会費等の金員を返還

しないこととする。

(1) 会費が支払われないとき

(2) 内外の諸法令又は公序良俗に反する行為をおこなったとき

(3) 当法人、他の会員又は第三者の財産、プライバシーを侵害した場合

(4) 当法人、他の会員又は第三者を誹謗中傷する情報を流したとき

(5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき

(6) 当法人の名誉と信用を失墜させる行為があったとき

(7) この会員規約に違反した場合

(8) その他、当法人が会員として不適当と判断した場合

(会員資格の継続)

第9条 当法人は、事業年度末までに継続のための案内を会員に通知する。

2 会員資格は、会費の払い込みが当法人に確認されることをもって継続されるものとする。

(会費)

第10条 定款第8条による会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員 年会費 1,000円

(2) 一般会員 年会費 0円

(3) 賛助会員 個人 年会費 1口 1,000円以上  
団体 年会費 1口 10,000円以上

(損害賠償)

第11条 会員が本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、又はそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員に対し、当法人が受けた損害の賠償を請求することができる。

2 会員資格が解除された場合においても前項の規定は継続する。

(規約の改正)

第12条 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することができる。

附則

1 本規約は、2022年4月1日より施行する。

2 本規約の施行と同時に会員規則及び会費規程は、廃止する。

2021年2月18日第208回理事会提案

2021年3月25日第210回理事会承認